

別表 1 (木造住宅耐震化促進事業)

補助内容	耐震診断		改修設計		耐震改修
対象建物	戸建住宅及び併用住宅	共同住宅及び長屋	戸建住宅及び併用住宅	共同住宅及び長屋	戸建住宅、併用住宅、共同住宅及び長屋
間接補助対象経費(耐震診断のうち市町村が行うものは補助対象経費)	所有者等の依頼を受け市町村が行う木造住宅耐震診断及び耐震改修工事の概算見積に要する経費	所有者等が行う木造住宅耐震診断及び耐震改修工事の概算見積に要する経費	所有者等が行う木造住宅耐震改修設計に要する経費		所有者等が行う木造住宅耐震改修工事に要する経費
	限度額				
	(1)一般診断法の場合 86.4千円/戸(設計図書がない場合は111.24千円/戸) (2)一般診断法以上のその他診断法の場合 134千円/戸	国要綱附属 第三編 16- (12)①第1 項第三号後 段に定める 費用	240千円/戸	国要綱附属 第三編 16- (12)①第1 項第三号後 段に定める 費用	(1)S56.5.31 以前に建築されたものは、1,500千円/戸 (2)S56.6.1 以降 H12.5.31 以前に建築されたものは、3,000千円/戸
補助要件	次に掲げる事項のすべてに該当するもの				
	無料診断(注1)に限る	市町村が間接補助対象経費の額に3分の2を乗じて得た額以上の間接補助金を交付する場合に限る	市町村が間接補助対象経費の額に3分の2を乗じて得た額以上の間接補助金を交付する場合に限る		市町村が間接補助対象経費の額に次の割合を乗じて得た額以上の間接補助金を交付する場合に限る (1)S56.5.31 以前に建築されたもの 3分の2 (2)S56.6.1 以降 H12.5.31 以前に建築されたもの 3分の1
	平成12年5月31日以前に建築されたもの				
	建築基準法第9条第1項の規定に基づく命令を受けていないもの				
	次のいずれかに該当する耐震診断基準(その時点における最新のもの)によって行われるものに限る (1)建築基準法施行令第3章第8節に規定する構造計算によるもの (2)指針第1に示すもの (3)「木造住宅の耐震診断と補強方法」に示す一般診断法又は精密診断法によるもの (4)その他(1)から(3)までに掲げる耐震診断と同等以上の評価精度を有すると認められるもの		当該設計により改修工事を行うもの。ただし、やむを得ない理由がある場合は、この限りではない。		次のいずれかに該当する耐震改修又は建替に限る (1)建築基準法第19条及び第20条の規定に適合 (2)指針第2に示す耐震改修を行ない Iw が 1.0 以上となるもの (3)指針第2に示す耐震改修を行ない Iw が 0.7 以上となるもの((2)の基準を満たすために段階的に行なわれるものに限る。) (4)指針第2に示す耐震改修を行ない 2 階建の 1 階部分の Iw が 1.0 以上となるもの((2)の基準を満たすために段階的に行なわれるものに限る。) (5)(1)及び(2)に掲げる耐震改修と同等以上に安全性を向上する
	建築士等の耐震診断の結果、倒壊の危険性があると判断されたものに限る				
補助率(本補助金の額を算出するために補助対象経費又は間接補助対象経費に乗ずる率をいう。次表以降において同じ。)	4分の1	6分の1	6分の1		(1)S56.5.31 以前に建築されたもの 6分の1 (2)S56.6.1 以降 H12.5.31 以前に建築されたもの 12分の1
	補助金の額に1,000円未満の端数を生じた場合は、これを切り捨てる				

(注1) 市町村が限度額の範囲内において、住宅所有者に対して全額支援するものをいう。

(注) とっとり住まいる支援事業に基づく補助金を利用する場合にあっては、当該補助金の交付対象となる県産材の材料に係る経費を除く。

(注) 住宅の耐震改修と併せて実施する擁壁(住宅に付属し、不特定の者が通行する道に面するものに限る。)の耐震対策については、限度額の範囲内で含めることができる。

別表 2 (非木造住宅耐震化促進事業)

補助内容	耐震診断		改修設計		耐震改修
対象建物	戸建住宅及び併用住宅	共同住宅及び長屋	戸建住宅及び併用住宅	共同住宅及び長屋	戸建住宅、併用住宅、共同住宅及び長屋
間接補助対象経費	所有者等が行う非木造住宅耐震診断及び耐震改修工事の概算見積に要する経費		所有者等が行う非木造住宅耐震改修設計に要する経費		所有者等が行う非木造住宅耐震改修工事に要する経費
	限度額				
	①第二次診断法の場合 86.4千円/戸 (設計図書がない場合は 111.24千円/戸) ②第二次診断法以上のその他診断法の場合 134千円/戸	国要綱附属第Ⅲ編 16-(12)①第1項第三号後段に定める費用	240千円/戸	国要綱附属第Ⅲ編 16-(12)①第1項第三号後段に定める費用	国要綱附属第Ⅲ編 16-(12)①第4項第二号ハ及びホに定める費用
補助要件	次に掲げる事項のすべてに該当するもの				
	市町村が間接補助対象経費の額に3分の2を乗じて得た額以上の間接補助金を交付する場合に限る		市町村が間接補助対象経費の額に3分の2を乗じて得た額以上の間接補助金を交付する場合に限る		市町村が間接補助対象経費の額に23%を乗じて得た額以上の間接補助金を交付する場合に限る
	昭和56年5月31日以前に建築されたもの				
	建築基準法第9条第1項の規定に基づく命令を受けていないもの				
	次のいずれかに該当する耐震診断基準 (その時点における最新のもの) によって行われるものに限る (1) 建築基準法施行令第3章第8節に規定する構造計算によるもの (2) 指針第1に示すもの (3) 「既存鉄骨造建築物の耐震診断指針」「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」「既存鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断指針」に示す第2次診断法若しくは第3次診断法によるもの (4) その他1) から3) までに掲げる耐震診断と同等以上の評価精度を有すると認められるもの		当該設計により改修工事を行うもの。ただし、やむを得ない場合がある場合は、この限りではない。 建築士等の耐震診断の結果、倒壊の危険性があると判断されたものに限る		次のいずれかに該当する耐震改修又は建替に限る (1) 建築基準法第19条及び第20条の規定に適合 (2) 指針第2に示す耐震改修を行ない I_s が 0.6 以上かつ q が 1.0 以上となるもの (3) (1) 及び(2) に掲げる耐震改修と同等以上に安全性を向上する
補助率	6分の1		6分の1		5.75%
	補助金の額に1,000円未満の端数を生じた場合は、これを切り捨てる				

(注) 住宅の耐震改修と併せて実施する擁壁 (住宅に付属し、不特定の者が通行する道に面するものに限る。) の耐震対策については、限度額の範囲内で含めることができる。

別表3（その他の住宅耐震化促進事業）

補助内容	建替、除却	耐震シェルター設置	屋根瓦耐震対策
間接補助対象経費	所有者等が行う住宅の建替工事又は除却工事に要する経費	所有者等が行う耐震シェルター設置工事に要する経費	所有者等が行う屋根の軽量化工事又は屋根瓦の落下防止措置工事に要する経費（注1）
	限度額		
	①建替の場合 4,347 千円/戸 ②除却の場合 3,573 千円/戸	3,573 千円/戸	900 千円/戸
補助要件	次に掲げる事項のすべてに該当するもの		
	市町村が間接補助対象経費の額に 23% を乗じて得た額以上の間接補助金を交付する場合に限る	市町村が間接補助対象経費の額に 23% を乗じて得た額以上の間接補助金を交付する場合に限る	市町村が間接補助対象経費の額に 3 分の 1 を乗じて得た額以上の間接補助金を交付する場合に限る
	昭和 56 年 5 月 31 日（木造住宅については平成 12 年 5 月 31 日）以前に建築されたもの		次のいずれかに該当する住宅 (1)昭和 56 年 6 月 1 日（木造住宅については平成 12 年 6 月 1 日）以降に建築されたもの (2)昭和 56 年 5 月 31 日（木造住宅については平成 12 年 5 月 31 日）以前に建築されたもののうち、建築士等の耐震診断の結果、倒壊の危険性が低いと判断されたもの (3)耐震改修を実施したもの
	建築士等の耐震診断の結果、倒壊の危険性があると判断されたものに限る		
	建築基準法第 9 条第 1 項の規定に基づく命令を受けていないもの		
一律	原則として 1 階部分に設置するもの	「瓦屋根標準設計・施工ガイドライン（社団法人全日本瓦工事業連盟他発行）」に基づいて施工するものに限る。 ただし、上記耐震対策と同等以上に安全性を向上すると認められるものを含む。	
補助率	5.75%	5.75%	12 分の 1
	補助金の額に 1,000 円未満の端数を生じた場合は、これを切り捨てる		

（注1）別表1の耐震改修と併せて実施する屋根瓦耐震対策については、間接補助対象経費としない。別表1の間接補助対象経費として計上ができる。

（注）とっとり住まいる支援事業に基づく補助金を利用する場合にあつては、当該補助金の交付対象となる県産材の材料に係る経費を除く。

別表 4 (建築物耐震化促進事業)

補助内容 対象建物	耐震診断					改修設計					耐震改修、建替、除却						
	防災拠点建築物	通行障害既存耐震不適格建築物	緊急輸送道路沿道等建築物	避難路沿道等建築物	避難所等 左記以外の建築物	要緊急安全確認大規模建築物	防災拠点建築物	通行障害既存耐震不適格建築物	緊急輸送道路沿道等建築物	避難路沿道等建築物	避難所等 左記以外の建築物	要緊急安全確認大規模建築物	防災拠点建築物	通行障害既存耐震不適格建築物	緊急輸送道路沿道等建築物	避難路沿道等建築物	避難所等 左記以外の建築物
間接補助対象経費	所有者等が行う建築物耐震診断及び耐震改修工事の概算見積に要する経費					所有者等が行う建築物耐震改修設計に要する経費					所有者等が行う建築物耐震改修工事、建替工事又は除却工事に要する経費（防災拠点建築物及び避難所等については除却工事を除く）						
	限度額																
	国要綱附属第三編 16-(12)①第 2 項第三号後段に定める費用					国要綱附属第三編 16-(12)①第 2 項第三号後段に定める費用					国要綱附属第三編 16-(12)①第 4 項第二号ハ、ニ、ホ又は同第 5 項第二号に定める費用						
補助要件	次に掲げる事項のすべてに該当するもの																
	(通行障害既存耐震不適格建築物) 市町村が間接補助対象経費の額に 5/6 を乗じて得た額以上の間接補助金を交付する場合に限る (上記以外の建築物) 市町村が補助対象経費の額に 2/3 を乗じて得た額以上の間接補助金を交付する場合に限る					(要緊急安全確認大規模建築物、通行障害既存耐震不適格建築物) 市町村が間接補助対象経費の額に 5/6 を乗じて得た額以上の間接補助金を交付する場合に限る (上記以外の建築物) 市町村が補助対象経費の額に 2/3 を乗じて得た額以上の間接補助金を交付する場合に限る					市町村が補助対象経費の額に 23% を乗じて得た額以上の間接補助金を交付する場合に限る						
	昭和 56 年 5 月 31 日以前に建築されたもの																
	建築基準法第 9 条第 1 項の規定に基づく命令を受けていないもの																
	次のいずれかに該当する耐震診断基準(その時点における最新のもの)により行われるものに限る (1)建築基準法施行令第 3 章第 8 節に規定する構造計算によるもの (2)指針第 1 に示すもの (3)「木造住宅の耐震診断と補強方法」に示す一般診断法又は精密診断法によるもの (4)「既存鉄骨造建築物の耐震診断指針」「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」「既存鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断指針」に示す第 2 次診断法若しくは第 3 次診断法によるもの (5)その他(1)から(4)までに掲げる耐震診断と同等以上の評価精度を有すると認められるもの					当該設計により改修工事を行うもの。ただし、やむを得ない理由がある場合は、この限りではない。					耐震改修又は建替については次のいずれかに該当するもの (1)建築基準法第 19 条及び第 20 条の規定に適合するように行われるもの (2)指針第 2 に示すもの (3)その他(1)及び(2)に掲げる耐震改修と同等以上に安全性を向上させると認められるもの						
						建築士等の耐震診断の結果、倒壊の危険性があると判断されたものに限る											
補助率	6分の1	4分の1	6分の1			4分の1	6分の1	4分の1	6分の1			6分の1又は5.75% 注1)	12分の1 又は 5.75% (注2)	5.75%	12分の1又は5.75% 注2)	5.75%	
	補助金の額に 1,000 円未満の端数を生じた場合は、これを切り捨てる																

(注 1) 市町村が間接補助対象経費の額に 269/600 を乗じて得た額以上の間接補助金を交付する場合は 1/6、その他の場合は 5.75%とする。

(注 2) 市町村が補助対象経費の額に 1/3 を乗じて得た額以上の間接補助金を交付する場合は 1/12、その他の場合は 5.75%とする。

(注) とっとり住まいる支援事業に基づく補助金を利用する場合にあっては、当該補助金の交付対象となる県産材の材料に係る経費を除く。

別表 5 (特定天井耐震対策事業)

対象建物	避難所等(国要綱附属第Ⅱ編 16-(12)①3. 第九号で交付対象となる天井を有する建築物)	その他の建築物(国要綱附属第Ⅱ編 16-(12)①3. 第九号で交付対象となる天井を有する建築物)
間接補助対象経費	所有者等が行う特定天井の耐震改修工事又は除却工事に要する経費	
	限度額	
	国要綱附属第Ⅲ編 16-(12)①第5項第二号(2)に定める費用	
助要件	次に掲げる事項のすべてに該当するもの	
	市町村が間接補助対象経費の額に3分の1を乗じて得た額以上の間接補助金を交付する場合に限る	市町村が間接補助対象経費の額に23%を乗じて得た額以上の間接補助金を交付する場合に限る
	平成26年3月31日以前に建築されたもの	
	耐震改修については、次のいずれかに該当するもの (1)建築基準法施行令第39条の規定に適合するように行なわれるもの (2)その他(1)に掲げる耐震改修と同等以上に安全性を向上させると認められるもの	
補助率	12分の1	5.75%以内
	補助金の額に1,000円未満の端数を生じた場合は、これを切り捨てる	

別表 6 (非構造部材耐震対策事業)

対象建物	避難所等	避難所及び戸建て住宅以外	戸建て住宅
間接補助対象経費	所有者等が行う非構造部材の耐震対策工事に要する経費(住宅については照明設備を除く)		
	限度額		
	27,000千円/棟	26,086千円/棟	1,304千円/戸
補助要件	次に掲げる事項のすべてに該当するもの		
	市町村が間接補助対象経費の額に3分の1を乗じて得た額以上の間接補助金を交付する場合に限る	市町村が間接補助対象経費の額に23%を乗じて得た額以上の間接補助金を交付する場合に限る	
	次のいずれかに該当するもの (1)昭和56年6月1日(木造住宅については平成12年6月1日)以降に建築されたもの (2)昭和56年5月31日(木造住宅については平成12年5月31日)以前に建築されたもののうち、建築士等の耐震診断の結果、倒壊の危険性が低いと判断されたもの (3)耐震改修を実施したもの		
	耐震改修については、次のいずれかに該当するもの (1)建築基準法施行令第39条の規定に適合するように行なわれるもの (2)その他(1)に掲げる耐震改修と同等以上に安全性を向上させると認められるもの		
補助率	12分の1	5.75%	
	補助金の額に1,000円未満の端数を生じた場合は、これを切り捨てる		

別表7 (ブロック塀耐震対策事業)

補助内容	耐震診断	除却			改修		
対象ブロック塀	耐震診断義務付けブロック塀	耐震診断義務付けブロック塀	避難路沿ブロック塀	不特定の者が通行する道に面したブロック塀	耐震診断義務付けブロック塀	避難路沿ブロック塀	不特定の者が通行する道に面したブロック塀
間接補助対象経費	所有者等が行うブロック塀の耐震診断及び耐震改修工事の概算見積に要する経費	所有者等が行うブロック塀の除却工事に要する経費またはブロック塀の長さに補助単価を乗じた額のいずれか低い額			ブロック塀の除却工事後に所有者等が行う軽量なフェンス・生垣等での復旧に要する経費またはブロック塀の長さに補助単価を乗じた額のいずれか低い額		
	補助単価						
	—	18 千円/m			25 千円/m		
	限度額						
	48 + 0.2L 千円/件 (L:ブロック塀の長さ)	500 千円/件	450 千円/件	225 千円/件	625 千円/件	600 千円/件	300 千円/件
補助要件	次に掲げる事項のすべてに該当するもの						
	市町村が間接補助対象経費と同額の間接補助金を交付する場合に限る	市町村が間接補助対象経費の額に5分の4を乗じて得た額以上の間接補助金を交付する場合に限る	市町村が間接補助対象経費の額に3分の2を乗じて得た額以上の間接補助金を交付する場合に限る	市町村が間接補助対象経費の額に5分の2を乗じて得た額以上の間接補助金を交付する場合に限る	市町村が間接補助対象経費の額に3分の1を乗じて得た額以上の間接補助金を交付する場合に限る		
	次のいずれかに該当する耐震診断基準(その時点における最新のもの)によって行われるものに限る (1)建築基準法施行令第3章第8節に規定する構造計算によるもの (2)指針第1に示すもの (3)「既存ブロック塀等の耐震診断基準・耐震改修設計指針・同解説」により診断するもの。	—	(避難路沿ブロック塀) 次の条件をすべて満たすブロック塀 (1)市町村の地域防災計画または耐震改修促進計画に記載された避難路沿いブロック塀 (2)高さが0.6mを超えるもの (3)不特定の者が通行する道路に面したもの (4)別表8または別表9の点検表より安全対策が必要と判断された危険性の高いもの (不特定の者が通行する道に面したブロック塀) 上記(2)~(4)の条件を満たすブロック塀	—	(避難路沿ブロック塀) 次の条件をすべて満たすブロック塀 (1)市町村の地域防災計画または耐震改修促進計画に記載された避難路沿いブロック塀 (2)高さが0.6mを超えるもの (3)不特定の者が通行する道路に面したもの (4)別表8または別表9の点検表により安全対策が必要と判断された危険性の高いもの (5)(3)及び(4)の部分の全てのブロック塀について除却を行うもの (不特定の者が通行する道に面したブロック塀) 上記(2)~(5)の条件を満たすブロック塀		
補助率	4分の1	5分の1	6分の1	10分の1	12分の1		
補助金の額に1,000円未満の端数を生じた場合は、これを切り捨てる							

別表 8 (補強コンクリートブロック塀の点検表 (鉄筋が入っていない場合は組積造の塀の点検表を使用))

点検項目	点検内容	点検結果	
		適合	不適合
1. 高さ	2.2m以下	はい	いいえ
2. 壁の厚さ	高さ 2 mを超える塀で 15 c m以上又は高さ 2 m以下で 10 c m以上	はい	いいえ
3. 鉄筋	壁頂、基礎には横に、壁の端部及び隅角部には縦それぞれ径 9 m m以上の鉄筋が入っている	はい	いいえ
	壁内に径 9 m m以上の鉄筋が縦横 80 c m以内の間隔で入っている	はい	いいえ
4. 控壁 (高さが 1.2mを超える塀の場合)	長さ 3.4m以内ごとに、径 9 m m以上の鉄筋が入った控壁が塀の高さの 1/5 以上突出してある	はい	いいえ
5. 基礎	丈が 35 c m以上で根入れ深さが 30 c m以上の鉄筋コンクリート造の基礎がある	はい	いいえ
6. 傾き、ひび割れ	全体的に傾いている、又は 1 m m以上のひび割れがある	はい	いいえ
7. ぐらつき	人の力で簡単にぐらつく	はい	いいえ
8. その他	塀が土留め壁を兼ねている、又は玉石積み擁壁等の上にある	はい	いいえ
評価	8 項目のうち 1 つでも不適合があれば、コンクリートブロック塀の安全対策が必要です		
補助金対象確認			
確認項目	確認内容	補助対象	補助対象外
位置確認	不特定の者が通行する道路に面したもの	はい	いいえ
高さ確認	0.6mを超えるもの	はい	いいえ

別表 9 (組積造の塀の点検表)

点検項目	点検内容	点検結果	
		適合	不適合
1. 高さ	1.2m以下	はい	いいえ
2. 壁の厚さ	各部分の厚さがその部分から壁頂までの垂直距離の 1/10 以上ある	はい	いいえ
3. 控壁	長さ 4 m 以内ごとに壁面からその部分における壁の厚さの 1.5 倍以上突出している、又は壁の厚さが必要寸法の 1.5 倍以上ある	はい	いいえ
4. 基礎	根入れ深さが 20 c m以上ある	はい	いいえ
5. 傾き、ひび割れ	全体的に傾いている、又は 1 m m以上のひび割れがある	はい	いいえ
6. ぐらつき	人の力で簡単にぐらつく	はい	いいえ
7. その他	塀が土留め壁を兼ねている、又は玉石積み擁壁等の上にある	はい	いいえ
評価	7 項目のうち 1 つでも不適合があれば、組積造の塀の安全対策が必要です		
補助金対象確認			
確認項目	確認内容	補助対象	補助対象外
位置確認	不特定の者が通行する道路に面したもの	はい	いいえ
高さ確認	0.6mを超えるもの	はい	いいえ

別表 10（耐震化普及啓発学習会事業）

対象事業	学習会	出前説明会、戸別訪問
補助対象経費	市町村が行う次に掲げる学習会に要する経費 (1)学習会の開催に係る経費 (2)耐震診断、改修設計に係る経費 (3)(1)及び(2)に必要な資料等の印刷製本又は購入に要する経費 (4)その他生活環境部長が特に必要と認める経費	市町村が行う次に掲げる出前説明会、個別訪問に要する経費 (1)出前説明会の開催に係る経費 (2)戸別訪問に係る経費 (3)(1)及び(2)に必要な資料等の印刷製本又は購入に要する経費 (4)その他生活環境部長が特に必要と認める経費
	限度額	
	1 地区、1 事業につき 700 千円	
補助要件	次に掲げる事項のすべてに該当するもの	
	県内の住宅の所有者等に対して住宅耐震化の普及啓発を目的として市町村が実施するものに限る（委託業務を含む）	
	学習会は、耐震診断及び耐震改修、地震防災対策に係る内容とし、次に掲げるものの結果を含むこと。 (1)市町村が選定する住宅の耐震診断 (2)(1)を実施した住宅の耐震改修設計（概算工事費算出を含む） ※(1)の住宅は昭和 56 年 5 月 31 日（木造住宅については平成 12 年 5 月 31 日）以前に建築されたもので建築基準法第 9 条第 1 項の規定に基づく命令を受けていないものに限る	出前説明会、戸別訪問は既存住宅の耐震化対策の加速化を図るために行うものであること。
補助率	4 分の 1	
	補助金の額に 1,000 円未満の端数を生じた場合は、これを切り捨てる	